



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年4月21日金曜日 第401号

◇ 目 次 ◇

理容師法による講習会の指定..... (業務衛生課) ... 532
美容師法による講習会の指定..... (") ... 532
登録研修機関の変更..... (長寿介護課) ... 533
公有水面埋立免許の出願..... (港湾海岸課) ... 533
急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 534
公共測量の終了の通知(7件)..... (道路維持課) ... 534
指定居宅サービス事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ... 535
指定介護予防サービス事業者の指定..... (") ... 535
指定居宅サービス事業の廃止..... (") ... 535
指定介護予防サービス事業の廃止..... (") ... 535
指定介護療養型医療施設の指定の辞退..... (") ... 536
土地改良区役員の就退任の届出(12件)..... (中予地方局農村整備第一課) ... 536
土地改良区連合役員の就退任の届出..... (") ... 540
土地改良区の定款変更の認可..... (") ... 540
土地改良事業の計画の変更の認可..... (") ... 541
建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課) ... 541
土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 541
土地改良区の定款変更の認可(2件)..... (") ... 541
土地改良事業の工事完了の届出..... (南予地方局八幡浜支局農村整備第一課) ... 541

公 告

製菓衛生師試験の施行..... (業務衛生課) ... 541

人事委員会告示

令和5年職種別民間給与実態調査の実施..... (人事委員会事務局) ... 542

正 誤

令和5年3月31日付け第395号愛媛県公告(文書管理・電子決裁システム構築業務委託)..... (スマート行政推進課) ... 542

告 示

○愛媛県告示第458号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

令和5年4月21日

愛媛県知事 中村時広

- 講習会の名称
管理理容師資格認定講習会
- 主催者
東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟
9階
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター
- 講習日
令和5年8月21日、令和5年8月28日、令和5年9月11日の3日間
- 講習場所
松山市南堀端町2番地3 JA愛媛
リジェール松山

- 受講料
16,000円

○愛媛県告示第459号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

令和5年4月21日

愛媛県知事 中村時広

- 講習会の名称
管理美容師資格認定講習会
- 主催者
東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟
9階
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター
- 講習日
令和5年8月21日、令和5年8月28日、令和5年9月11日の3日間
- 講習場所
松山市南堀端町2番地3 JA愛媛

リジェール松山

16,000円

5 受講料

○愛媛県告示第460号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第18条の規定により、登録研修機関から次のとおり登録研修機関の事業所の所在地を変更する旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 登録研修機関 (Name, Address), 喀痰吸引等研修の業務を行う事業所 (Name, Address), and 変更年月日. It details the relocation of DXO Co., Ltd. from one location to another in Tokyo.

○愛媛県告示第461号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、南予地方局八幡浜土木事務所及び伊方町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年4月21日

愛媛県知事 中村時広

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

伊方町

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番1

代表者 伊方町長 高門 清彦

愛媛県西宇和郡伊方町川永田甲203番

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

西宇和郡伊方町川永田字西崎甲1番6に接する道路から同字大星甲1593番1に接する堤の地先公有水面

イ 区域

次の1点から26点までを順次直線で結んだ線、26点と1点を結ぶ令和4年の秋分の満潮位（D.L.+2.67m）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（西宇和郡伊方町中浦甲1番4地先の伊方漁港のC護岸に設置された金属標）は、北緯33度29分10.2191秒、東経132度20分42.9817秒の地点

- List of 26 points with coordinates and distances from the base point, ranging from 1 point (30.71m) to 26 point (0.64m).

- List of 26 points with coordinates and distances from the base point, ranging from 11 point (1.25m) to 26 point (0.64m).

ウ 面積

574.64平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西宇和郡伊方町中浦字西ヶ崎甲1番1に接する堤から同町川永田字大星甲1593番1に接する堤までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からS点までを順次直線で結んだ線及びS点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西宇和郡伊方町中浦甲1番4地先の伊方漁港のC護岸に設置された金属標）は、北緯33度29分10.2191秒、東経132度20分42.9817秒の地点

- List of points A through G with coordinates and distances from the base point, ranging from A point (42.41m) to G point (87.19m).

- H点は、G点から真北352度56分15秒、16.54mの地点
- I点は、H点から真北82度55分00秒、26.92mの地点
- J点は、I点から真北82度40分02秒、21.47mの地点
- K点は、J点から真北83度19分20秒、17.45mの地点
- L点は、K点から真北83度46分07秒、14.11mの地点
- M点は、L点から真北85度41分18秒、10.72mの地点
- N点は、M点から真北90度51分23秒、16.32mの地点
- O点は、N点から真北91度34分41秒、26.22mの地点
- P点は、O点から真北82度49分54秒、61.72mの地点
- Q点は、P点から真北68度11分33秒、13.82mの地点
- R点は、Q点から真北56度21分52秒、11.96mの地点
- S点は、R点から真北151度19分29秒、0.35mの地点

ウ 面積

26,834.17平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地

4 出願年月日

令和5年4月4日

○愛媛県告示第462号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局及び市役所において縦覧に供する。

令和5年4月21日

愛媛県知事 中村時広

上泊地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
八幡浜市	川上町上泊		甲220番4	1号
			甲220番3	2号
			甲247番1	3号
			甲247番2	4号
			甲246番2	5号
			甲217番3	6号
			甲214番	7号
			甲215番1	8号、9号、10号
			甲217番6	11号
			甲167番	12号
			甲170番	13号

○愛媛県告示第463号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山地方方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年4月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（登記所備付地図作成作業に伴う基準点

設置作業）

- 2 作業期間 令和4年11月28日から
令和5年2月28日まで
- 3 作業地域 松山市桑原地区（松山市樽味一丁目ないし四丁目及び正円寺一丁目ないし四丁目の全部）

○愛媛県告示第464号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年4月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量・地形測量・応用測量）
- 2 作業期間 令和4年6月14日から
令和5年3月22日まで
- 3 作業地域 愛媛県東温市山之内
愛媛県東温市河之内

○愛媛県告示第465号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、吉野川ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年4月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測深）
- 2 作業期間 令和4年7月15日から
令和5年3月29日まで
- 3 作業地域 吉野川流域及び銅山川流域

○愛媛県告示第466号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年4月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（数値撮影・数値図化）
- 2 作業期間 令和4年9月22日から
令和5年3月24日まで
- 3 作業地域 松山市域

○愛媛県告示第467号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年4月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（既成図数値化）
- 2 作業期間 令和4年9月22日から
令和5年2月28日まで
- 3 作業地域 松山市域

○愛媛県告示第468号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 令和4年5月30日から
令和5年3月29日まで
- 3 作業地域 大洲市 市内一円

○愛媛県告示第469号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点）
- 2 作業期間 令和5年1月25日から
3月31日まで
- 3 作業地域 新居浜市本郷二丁目、三丁目

○愛媛県告示第470号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和5年4月21日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
独立行政法人労働者健康安全機構	愛媛労災病院訪問看護ステーション	愛媛県新居浜市南小松原町13-27	令和5年3月1日	訪問看護
社会医療法人 同心会	西条中央病院訪問看護ステーション	愛媛県西条市朔日市804番地	令和5年3月1日	訪問看護

○愛媛県告示第471号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和5年4月21日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
独立行政法人労働者健康安全機構	愛媛労災病院訪問看護ステーション	愛媛県新居浜市南小松原町13-27	令和5年3月1日	介護予防訪問看護
社会医療法人 同心会	西条中央病院訪問看護ステーション	愛媛県西条市朔日市804番地	令和5年3月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第472号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 東雲精工	訪問看護ステーションしのもの	愛媛県新居浜市東雲町二丁目6番65号	令和5年3月31日	訪問看護
アースサポート株式会社	アースサポート新居浜	愛媛県新居浜市西原町二丁目2番2012号	令和5年3月31日	訪問介護
アースサポート株式会社	アースサポート新居浜	愛媛県新居浜市西原町二丁目2番2012号	令和5年3月31日	訪問入浴介護

○愛媛県告示第473号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 東雲精工	訪問看護ステーションしなのめ	愛媛県新居浜市東雲町二丁目6番65号	令和5年3月31日	介護予防訪問看護
アースサポート株式会社	アースサポート新居浜	愛媛県新居浜市西原町二丁目2番2012号	令和5年3月31日	介護予防訪問入浴介護

○愛媛県告示第474号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定介護療養型医療施設の開設者の 名称又は氏名	指定介護療養型医療施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人柏寿会 福田医院	医療法人柏寿会 福田医院	愛媛県四国中央市下柏町435番地の1	令和5年3月31日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第475号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市志津川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	泉 忠 厚	東温市志津川南2丁目7-4
"	宮 内 和 夫	東温市志津川648番地
"	渡 部 孝 男	東温市志津川1324番地1
"	宮 内 秀	東温市志津川74番地1
"	和 田 敏 明	東温市志津川72番地
"	露 口 榮 子	東温市志津川634番地
"	田 村 千 恵 子	東温市志津川1573番地
"	河 合 清	東温市志津川1856番地3
"	池 川 雅 清	東温市志津川1429番地
監 事	高 塚 正 一	東温市志津川521番地2
"	高 須 賀 孝 三	東温市志津川1416番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 須 賀 功	東温市志津川630番地
"	武 智 昭 一	東温市志津川692番地
"	山 内 睦 久	東温市志津川南4丁目8-18
"	河 合 清	東温市志津川1856番地3
"	水 田 治 徳	東温市志津川1456番地
"	伊 藤 正 夫	東温市志津川1822番地
"	大 野 裕 子	東温市志津川1510番地

"	白 戸 栄 夫	東温市志津川67番地2
"	渡 部 正 典	東温市志津川136番地
"	清 水 透	東温市志津川675番地
"	和 田 嘉 兼	東温市志津川1422番地1
"	一 橋 正 昭	東温市志津川1710番地2
"	井 上 大 輔	東温市志津川1792番地
監 事	河 原 佳 子	東温市志津川1824番地3
"	清 水 護	東温市志津川1432番地

○愛媛県告示第476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市西岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 正 行	東温市西岡1405番地1
"	大 西 幸 夫	東温市西岡1489番地1
"	伊 賀 梯 二	東温市西岡1011番地4
"	岡 本 泰 典	東温市西岡758番地
"	右 崎 定 男	東温市西岡745番地1
"	山 内 典 明	東温市西岡1339番地2
"	仙 波 直 也	東温市西岡149番地1
"	伊 藤 学	東温市西岡65番地2
監 事	大 東 悦 夫	東温市西岡984番地
"	岡 本 学	東温市西岡751番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 泰	東温市西岡183番地
"	横 田 周二	東温市西岡453番地 2
"	宮 本 正	東温市西岡765番地
"	岡 本 久博	東温市西岡950番地 3
"	和 田 一馬	東温市西岡124番地
"	丹生谷 則 篤	東温市西岡130番地
"	山 内 正行	東温市西岡427番地
"	和 田 正行	東温市西岡1405番地 1
監 事	丹生谷 悟	東温市西岡874番地
"	伊 賀 悌 二	東温市西岡1011番地 4

○愛媛県告示第477号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市牛淵上井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 北 俊 明	東温市牛淵1531番地 5
"	大 西 俊 則	東温市牛淵1274番地 1
"	大 北 守 紀	東温市牛淵1404番地
"	村 上 浩 三	東温市牛淵1446番地
"	平 正 志	東温市牛淵1451番地
"	村 上 周 治	東温市牛淵1697番地 2
"	山 内 幸 二	東温市牛淵585番地
"	朝比奈 陽	東温市牛淵1166番地 3
"	大 西 良 也	東温市牛淵763番地 2
"	井 門 孝 徳	東温市牛淵665番地
監 事	大 北 英 明	東温市牛淵1300番地 1
"	葛 原 誠	東温市牛淵388番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 北 俊 明	東温市牛淵1531番地 5
"	大 西 俊 則	東温市牛淵1274番地 1
"	平 正 志	東温市牛淵1451番地
"	村 上 浩 三	東温市牛淵1446番地
"	山 内 孝 二	東温市牛淵585番地
"	村 上 周 治	東温市牛淵1697番地 2
"	大 北 守 紀	東温市牛淵1404番地
"	大 西 良 也	東温市牛淵763番地 2
"	朝比奈 陽	東温市牛淵1166番地 3
"	大 北 忠 則	東温市牛淵1272番地 3
監 事	大 北 英 明	東温市牛淵1300番地 1
"	葛 原 誠	東温市牛淵388番地 1

○愛媛県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市南野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	束 村 雅 則	東温市南野田271番地
"	坂 本 武 義	東温市南野田283番地
"	明 賀 功	東温市南野田538番地 3
"	明 賀 勝 秀	東温市南野田262番地
"	東 啓 二	東温市野田 2 丁目 1 番地 8
"	池 田 浩 二	東温市南野田476番地 3
"	佃 忠 明	東温市南野田723番地
"	桐 野 彰 紀	東温市南野田644番地
監 事	大 川 宜 敏	東温市南野田610番地 3
"	丹生谷 恵 美	東温市南野田212番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	束 村 雅 則	東温市南野田271番地
"	坂 本 武 義	東温市南野田283番地
"	明 賀 功	東温市南野田538番地 3
"	明 賀 勝 秀	東温市南野田262番地
"	宮 崎 邦 二	東温市南野田84番地 2
"	束 村 真 樹	東温市南野田229番地 1
"	池 田 豊 彦	東温市南野田478番地 2
"	東 喜 志 雄	東温市南野田596番地 2
監 事	桐 野 彰 紀	東温市南野田644番地
"	武 市 圭 佑	東温市南野田116番地 3

○愛媛県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市北野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 見 和 政	東温市北野田230番地
"	野 口 浩 二	東温市北野田152番地
"	高 見 淳	東温市北野田137番地
"	安 井 清 秀	東温市北野田332番地
"	武 智 南	東温市北野田1224番地
"	牧 隆 司	東温市北野田791番地
"	牧 正 人	東温市北野田788番地
"	牧 秀 宣	東温市北野田827番地 1
監 事	安 井 重 幸	東温市北野田300番地 1

〃	久保茂樹	松山市南梅本町1320番地3
〃	相原重鎮	東温市北野田147番地

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	高見和政	東温市北野田230番地
〃	牧隆司	東温市北野田791番地
〃	野口浩二	東温市北野田152番地
〃	高見淳	東温市北野田137番地
〃	安井清秀	東温市北野田332番地
〃	牧秀宣	東温市北野田827番地1
〃	武智南	東温市北野田1224番地
〃	相原宏徳	東温市北野田652番地
監事	牧正人	東温市北野田788番地
〃	安井重幸	東温市北野田300番地1
〃	相原重鎮	東温市北野田147番地

○愛媛県告示第480号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市南方土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	渡部昌典	東温市南方418番地
〃	和田毅	東温市南方2689番地3
〃	田中耕太郎	東温市南方577番地
〃	戸田敏治	東温市南方36番地4
〃	寺田義治	東温市南方267番地1
〃	村尾明彦	東温市南方618番地1
〃	細川秀明	東温市南方732番地1
〃	近藤真之	東温市南方1643番地1
〃	高須賀廣志	東温市南方1613番地3
〃	高須賀廣	東温市南方1419番地
〃	大西真蔵	東温市南方1410番地
〃	石丸治彦	東温市南方1911番地
〃	高須賀司	東温市南方1730番地
〃	高須賀京子	東温市南方1746番地
〃	宮本公一	東温市南方2077番地1
〃	高市富男	東温市南方2415番地
〃	高須賀亮治	東温市南方1319番地
〃	和田則明	東温市南方1281番地1
〃	渡部正史	東温市南方2498番地2
〃	渡部和也	東温市南方2478番地2
監事	高須賀隆興	東温市南方677番地
〃	松崎愛美	東温市南方2503番地1

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	渡部東吾	東温市南方2482番地
〃	和田悟	東温市南方2718番地
〃	高須義廣	東温市南方1419番地
〃	黒岩靖宜	東温市南方2727番地
〃	戸田敏治	東温市南方36番地4
〃	菅久	東温市南方312番地
〃	細川秀明	東温市南方732番地1
〃	大西幸蔵	東温市南方1444番地1
〃	菅野武志	東温市南方1268番地3
〃	石丸治彦	東温市南方1911番地
〃	高市富男	東温市南方2415番地
〃	高須賀正憲	東温市南方678番地
〃	戸田道尚	東温市南方315番地
〃	村尾明彦	東温市南方618番地第1
〃	田中耕太郎	東温市南方577番地
〃	林敏剛	東温市南方1644番地
〃	高市幸廣	東温市南方2066番地2
〃	菅野博彦	東温市南方2500番地
〃	田井野光男	東温市南方1663番地2
〃	大野多恵	東温市南方1755番地
監事	渡部昌典	東温市南方418番地
〃	菅原彰	東温市南方2385番地1

○愛媛県告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市北方土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	佐伯鬼代孝	東温市北方2552番地
〃	松本康良	東温市北方633番地
〃	篠森俊明	東温市北方2972番地3
〃	田中宏	東温市北方432番地1
〃	奥村明	東温市北方132番地1
〃	花山文雄	東温市北方1956番地3
〃	渡部公和	東温市北方1495番地1
〃	野中伸一	東温市北方2608番地
〃	桑原啓太	東温市北方2977番地2
〃	松本和男	東温市北方3057番地
〃	渡部健一	東温市北方2668番地1
〃	江戸克仁	東温市北方2759番地
〃	森泰範	東温市北方2651番地
〃	秋山靖	東温市北方1692番地
監事	松川茂	東温市北方3035番地2
〃	渡部富三郎	東温市北方1240番地2
〃	藤井昇	東温市北方1814番地6

退任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐 伯 鬼代孝	東温市北方2552番地
"	松 本 康 良	東温市北方633番地
"	篠 森 俊 明	東温市北方2972番地 3
"	田并能 雅 昭	東温市北方1217番地
"	奥 村 明	東温市北方132番地 1
"	花 山 文 雄	東温市北方1956番地 3
"	渡 部 公 和	東温市北方1495番地 1
"	野 中 明	東温市北方2608番地 2
"	桑 原 啓 太	東温市北方2977番地 2
"	松 本 和 男	東温市北方3057番地
"	弓 矢 英 明	東温市北方2234番地
"	江 戸 克 仁	東温市北方2759番地
"	森 泰 範	東温市北方2651番地
監 事	松 川 茂	東温市北方3035番地 2
"	渡 部 一 志	東温市北方893番地 1

○愛媛県告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市松瀬川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	酒 井 源 雄	東温市松瀬川甲236番地 5
"	高須賀 功	東温市松瀬川785番地
"	仙 波 是 敏	東温市松瀬川673番地
"	加 藤 正 志	東温市松瀬川甲698番地 1
"	渡 部 筆 夫	東温市松瀬川238番地 1
"	渡 部 政 近	東温市松瀬川乙1021番地106
"	大 石 一 弘	東温市松瀬川875番地
"	田 井 尚	東温市松瀬川 1 番地
"	三津山 尚 人	東温市松瀬川342番地 1
"	田 井 健 策	東温市松瀬川572番地
監 事	田 井 民 夫	東温市松瀬川344番地10
"	大 石 正 志	東温市松瀬川213番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	寺 田 利 重	東温市松瀬川477番地
"	高須賀 功	東温市松瀬川785番地
"	酒 井 源 雄	東温市松瀬川甲236番地 5
"	仙 波 是 敏	東温市松瀬川673番地
"	加 藤 正 志	東温市松瀬川甲698番地 1
"	渡 部 筆 夫	東温市松瀬川238番地 1
"	渡 部 政 近	東温市松瀬川1021番地28
"	大 石 一 弘	東温市松瀬川875番地
"	田 井 尚	東温市松瀬川 1 番地
"	三津山 尚 人	東温市松瀬川342番地 1

監 事	仙 波 昭 一	東温市松瀬川508番地
"	大 石 正 志	東温市松瀬川213番地

○愛媛県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市奥松瀬川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 義 友	東温市松瀬川1086番地 1
"	渡 部 宏 治	東温市松瀬川1342番地
"	渡 部 利 春	東温市松瀬川1224番地 1
"	渡 部 光右衛	東温市松瀬川甲1304番地 1
"	森 頼 雄	東温市松瀬川3768番地
"	栗 林 司 朗	東温市松瀬川3540番地
"	花 山 隆 重	東温市松瀬川甲1742番地 1
監 事	大 野 孝	東温市松瀬川1165番地35
"	渡 部 茂	東温市松瀬川甲1087番地 4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 義 友	東温市松瀬川1086番地 1
"	渡 部 宏 治	東温市松瀬川1342番地
"	渡 部 利 春	東温市松瀬川1224番地 1
"	渡 部 光右衛	東温市松瀬川甲1304番地 1
"	森 頼 雄	東温市松瀬川3768番地
"	栗 林 司 朗	東温市松瀬川3540番地
"	花 山 隆 重	東温市松瀬川甲1742番地 1
監 事	大 野 孝	東温市松瀬川1165番地35
"	渡 部 勝	東温市松瀬川1151番地

○愛媛県告示第484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市吉久土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	菅 野 眞 一	東温市吉久26番地第 2
"	大 西 孝 治	東温市吉久408番地 1
"	相 原 司	東温市吉久206番地
"	大 野 利 幸	東温市吉久41番地
"	相 原 正 文	東温市吉久259番地
"	福 島 幸 夫	東温市吉久418番地
監 事	大 西 仁 志	東温市吉久538番地

〃	西 森 健 司	東温市吉久23番地 2
---	---------	-------------

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	相 原 勉	東温市吉久203番地
〃	高須賀 哲	東温市吉久214番地 2
〃	大 西 猛	東温市吉久135番地 1
〃	相 原 一 昭	東温市吉久33番地 1
〃	大 西 久 則	東温市吉久593番地
〃	大 西 英 夫	東温市吉久540番地
監 事	松 末 俊 彦	東温市吉久211番地
〃	大 西 仁 志	東温市吉久538番地

○愛媛県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	泉 忠 厚	東温市志津川南 2 丁目 7 - 4
〃	池 川 雅 清	東温市志津川1429番地
〃	宮 内 秀	東温市志津川74番地 1
〃	河 合 清	東温市志津川1856番地 3
〃	大 西 幸 夫	東温市西岡1489番地 1
〃	仙 波 直 也	東温市西岡149番地 1
〃	岡 本 泰 典	東温市西岡758番地
〃	和 田 正 行	東温市西岡1405番地 1
監 事	高 塚 正 一	東温市志津川521番地 2
〃	大 東 悦 夫	東温市西岡984番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 透	東温市志津川675番地
〃	一 橋 正 昭	東温市志津川1710番地 2
〃	伊 藤 正 夫	東温市志津川1822番地
〃	武 智 昭 一	東温市志津川692番地
〃	和 田 泰	東温市西岡183番地
〃	横 田 周 二	東温市西岡453番地 2
〃	岡 本 久 博	東温市西岡950番地 3
〃	和 田 正 行	東温市西岡1405番地 1
監 事	河 原 佳 子	東温市志津川1824番地 3
〃	丹生谷 悟	東温市西岡874番地

○愛媛県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市上村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した

旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	武 智 孝 子	東温市上村甲507番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	近 藤 治	東温市上村甲313番地 3

○愛媛県告示第487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	泉 忠 厚	東温市志津川南 2 丁目 7 - 4
〃	宮 内 和 夫	東温市志津川648番地
〃	和 田 正 行	東温市西岡1405番地 1
〃	大 西 幸 夫	東温市西岡1489番地 1
〃	佐 伯 鬼代孝	東温市北方2552番地
〃	篠 森 俊 明	東温市北方2972番地 3
〃	松 本 康 良	東温市北方633番地
〃	奥 村 明	東温市北方132番地 1
〃	松 本 和 男	東温市北方3057番地 1
監 事	和 田 清 昭	東温市樋口747番地 1
〃	松 川 茂	東温市北方3035番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 透	東温市志津川675番地
〃	渡 部 正 典	東温市志津川136番地
〃	和 田 泰	東温市西岡183番地
〃	佐 伯 鬼代孝	東温市北方2552番地
〃	篠 森 俊 明	東温市北方2972番地 3
〃	松 本 康 良	東温市北方633番地
〃	奥 村 明	東温市北方132番地
〃	松 本 和 男	東温市北方3057番地 1
監 事	渡 部 一 志	東温市北方893番地 1
〃	丹生谷 悟	東温市西岡874番地

○愛媛県告示第488号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、

伊予市稲荷土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年4月21日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

中島土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和5年4月14日認可した。

令和5年4月21日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

○愛媛県告示第489号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、

○愛媛県告示第490号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年4月21日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-1)第15616号	令和元年8月18日	(有)新建工業	山本 計	松山市古川南3-21-8	令和5年3月1日	管工事業	建設業の廃止
(般-1)第18362号	令和元年10月7日	(有)三和商事	岡田 文平	松山市高井町880	令和5年3月2日	石工事業、鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止（一部）
(般-1)第18393号	令和元年12月25日	(株)L・D・S	山本 絵真	松山市住吉2-11-23	令和5年3月7日	鋼構造物工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止（一部）
(般-30)第18095号	平成30年4月18日	春美住宅(株)	岡村 崇志	松山市春美町3423-4	令和5年3月23日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第491号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県南予地方局長 阿部恭司

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	水元庄一	大洲市柳沢乙1407番地4
監事	池田徳見	大洲市新谷甲539番地

退任

役員の種類	氏名	住所
監事	水元庄一	大洲市柳沢乙1407番地4

○愛媛県告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、河辺国営開発土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年4月21日

愛媛県南予地方局長 阿部恭司

○愛媛県告示第493号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三崎町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年4月21日

愛媛県南予地方局長 阿部恭司

○愛媛県告示第494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和5年4月21日

愛媛県南予地方局長 阿部恭司

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	新谷地区	令和4年6月7日

公 告

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定による令和5年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

令和5年4月21日

愛媛県知事 中村時広

- 試験の日時
令和5年7月13日（木）13時00分
- 試験の場所
松山市三番町7丁目6-9 愛媛県薬剤師会館
- 受験願書の提出期間
令和5年5月22日（月）から6月2日（金）まで。ただし、郵

送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第2号

令和5年職種別民間給与実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

令和5年4月21日

愛媛県人事委員会

委員長 安藤 潔

1 調査の目的

地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所

3 報告を求める事項

- (1) 事業所に関すること。
- (2) 給与制度に関すること。
- (3) 従業員の給与に関すること。
- (4) 採用に関すること。
- (5) その他勤務条件に関すること。

4 報告を求める事項の基準となる期日

令和5年4月分の最終給与締切日

5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出されたもの

6 報告を求めために用いる方法

実地調査

7 報告を求める期間

令和5年4月24日（月）から同年6月16日（金）まで

正 誤

○正 誤

令和5年3月31日付け第395号愛媛県公告（文書管理・電子決裁システム構築業務委託）

ページ	箇所	誤	正
446	左段 下から15行目	○公 告 次のとおり技術提案書の提出を招請する。 以下全文	削除 （令和5年3月22日付け公告により掲載済み）